

第3回 長岡地域任意合併協議会

会 議 録

第3回長岡地域任意合併協議会会議録

1 会議を開催した日時及び場所

- ・日時 平成15年3月13日(木) 午後6時30分
- ・場所 長岡グランドホテル

2 会議出席委員の氏名

森 民夫	久住 時男	馬場潤一郎	樋山 彖男
大野 勉	遠藤鐵四郎	長島 忠美	二澤 和夫
山本 俊一	外山 康男	佐々木保男	熊倉 幸男
米持 昭次	坂牧宇一郎	長谷川 孝	矢野 一夫
大地 正幸	伴内 勝栄	八木 庄英	鈴木 正一
西川 洋吉	今泉 實	五十嵐亮一	石坂 敏雄
石黒 貞夫	野島 六司	大桃 健三	坂牧 正憲
高野 哲四	樋口 章一	野田 幹男	田村 巖
朝日 由香	村上 雅紀	若杉 リツ	佐藤 織江
北村 公	池田 守明	高森 精二	鍵水 義慎
小林 民雄	大矢 治雄	小池 進	高野 徳義
酒井 利幸	平野 保雄	池島 寛	中沢 清
豊口 協	鈴木 隆三		

以上 50名

(欠席委員の氏名)

大橋 義治

以上 1名

3 議題及び議事の要旨

別紙のとおり

事務局（北谷）

定刻となりましたので、ただいまから第3回長岡地域任意合併協議会を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます任意合併協議会事務局長の北谷でございます。よろしくお願いたします。

それでは、開会に際しまして、森会長よりごあいさつを申し上げます。

会長（森 民夫）

それでは、本日第3回目の長岡地域任意合併協議会でございますが、第1回目は1月14日、第2回目は2月13日と1カ月ごとに開催してまいりました。本日第3回目の協議会となります。第2回の協議会では、合併に関する基本的な事項の協議順が基本項目から協議することが決まりまして、各種事務事業の調整についても内容を協議いたしました。

本日の3回目は、前回第2回目を受けまして、合併に関する基本的な事項の基本4項目、各種事務事業の調整案などいよいよ具体的な協議に入るわけでございます。これからの協議の方向性を決める重要な会議でございますので、有意義な協議が行われますように活発なご意見をお願い申し上げたいと思います。

事務局（北谷）

ありがとうございました。

なお、本日は小国町長であります大橋委員がご欠席でございます。したがって、協議会委員51名中50名の出席をいただいております。規約第6条第3項に基づきまして会議が成立していることをご報告いたします。

次に、本日の議事に係る資料のご確認をいただきたいと思います。事前に配付したもの、また本日追加配付したものがありますので、それぞれ必要なものがあるかどうかご確認をください。

まず、本日の資料でございますが、事前に配付したもので1枚物の次第でございます。次に、報告でございます。議題につきましては、7ページ物の議題（1）のほか、19ページ物の議題（2）があらうかと思っております。また、追加資料として、あらかじめテーブルの上に報告（2）、追加資料の資料5、資料6をお配りしてございます。また、既に皆様にも郵送をさせていただいております長岡地域任意協議会だより第2号も参考までにお配りしてございます。資料の方はよろしいでしょうか。

「はい」という声あり

事務局（北谷）

ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、規約第6条第1項の規定によりまして会長よりお願いいたします。

議長（森 民夫）

はい。それでは、早速でございますが、これより議事に入らせていただきます。

2、報告の(1)、協議会委員及び幹事の変更についてでございますが、これは2月19日付で見附市の山本助役が就任されたことによるもので、協議会規約第4条に構成市町村の助役が委員になること、また幹事会規程には同じく構成市町村の助役が幹事になることが決められておりますので、見附市の山本助役には新しく協議会委員及び幹事会の幹事になっていただくというものでございます。山本委員におかれましては大変ご苦労さまですが、よろしくお願いを申し上げます。

次に、(2)の先進地視察についてでございますが、これは2月26日に委員の皆さんから前橋広域の合併協議会へ視察に行ってくださいましたので、その視察報告でございます。

詳細を事務局から報告をお願いいたします。

事務局(高橋)

それでは、説明いたします。協議会事務局の高橋でございます。恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

報告の4ページをお開きください。左肩に資料3、先進地視察報告と書いてあるものでございます。今ほど会長からお話がありましたが、日時は平成15年2月26日午後1時30分から午後4時15分まで視察をしてまいりました。

視察先は、前橋広域市町村任意合併協議会でございます。

4番のところをごらんください。視察参加者でございますが、協議会委員の方21名でございます。それと、私ども随行数名で行ってまいりました。

次に、視察の内容でございますが、次のページ、5ページの をごらんください。前橋広域市町村任意合併協議会の協議状況をここでまとめてございます。協議会でございますが、まず平成14年、昨年4月19日に1回目の協議会が開催されております。当初3市町村で設置をされております。このときの人口が、合併をしますと30万を超えるという私どもと同じような規模でございます。中核市への移行を目指すというような状況でございました。その後平成14年の8月に1村が新たに参加し、4市町村で協議を進められております。具体的には、協議会は4月から12月まで、先進地の視察も含めて8回行われたということでございます。現在の状況ですが、この3月に議会議決を経て、法定協議会設置の目標を、4月にしているというスケジュールになっております。なお、協議会に参加していない富士見村という村がございまして、そこが3月に選挙を迎えるということになっておりますが、その結果によってはさらに1村入ってくる可能性があるかと、こういう状況でございます。

それでは次に、でございますが、具体的な協議会の協議結果について聞き取りをしてきております。まず、合併の方式でございますが、編入合併ということでございます。合併の期日につきましては、平成17年3月31日までを目途とすると。これは合併特例法の期限ですので、期限内に合併をするという考え方だと思っております。それから、議会議員の取扱いでございますが、これは任意の協議会の中では決めずに法定協議会で協議をするというお考えと聞いております。それから、地方税の取扱いでございますが、前橋市の制度に統一。つまり恐らく前橋市の制度の方が500円高いわけですが、いわゆる特例法

で言われているところの不均一の課税、ある程度の経過措置はとらないで統一をするというようなお考えのようです。理由は下の方に書いてございますが、町村の負担はふえることになるわけですが、負担よりもそのお金を使つてのサービスが増大するという考え方、これらの考え方から不均一の課税はしなかつたという状況のようです。それから、町名、字名の取扱いでございますが、編入合併というようなやり方ですので、前橋市の現行の町名と紛らわしくないようにするという基本的なお考えでございます。それから、支所の取扱いですが、3町村の役場は支所とすると。現在の前橋市以外の役場は、支所として機能させるというお考えです。それから、地域審議会の取扱いでございますが、それぞれの区域に地域審議会を設置するというお考えでございます。それから、任意協議会というような状況なわけですが、いわゆるビジョンも含めた新市建設計画というのを考えておられまして、これは各市町村の総合計画の事業が組み込まれた形で計画をするというような基本的な考え方をとっております。ただ、任意協議会というような状況ですので、県との協議はまだ行っていないという状況でございます。

次に、6ページをごらんください。ここでは具体的に私どもの行っていただいた委員から先方の協議会の方にいろんな質問がたまつて、その主なものを抜粋したものでございます。1番でございますが、住民への説明と意向調査の時期、手法はどのように考えていたのかという質問がございました。これは私どもと基本的には同じ考えのようですが、協議会だよりをまず発行するという考え方です。さらには、ホームページでお知らせをします。そして、それぞれの市町村の窓口で協議会の資料を置いて閲覧をしていただくと。私どもと基本的には同じ考え方だと思っております。それから、協議会の立場ではなくてそれぞれの市町村の取り組みということが書いてあるわけですが、広報紙による特集記事、これもそれぞれの市町村が今現在やっている、取り組んでいる内容と同じだと思っております。それから、協議会終了後ということでございますが、一部の村では住民等を対象にした説明会を開催したと。さらにまた、一部の村では住民アンケートを行ったという状況でございます。一番大きな前橋市については、出前講座というような形で住民への説明、住民への対応を考えているという状況でございます。

それから、でございます。支所の機能をどういう範囲で考えるか、どういう機能を持たせるかということですが、基本的には窓口業務というような考え方でございます。ただ、個々具体的な機能については法定協議会で決めていきたいというような考え方でございます。

次に、番でございます。各町村の独自に取り組んでいる事業はどのように残していくのかということでございますが、地形や居住環境といったいわゆる地理的な特殊性がある場合については現行に引き継いでいくという基本的な考え方をとっていらっしゃいます。ただ、人口比が前橋とそれぞれそのほかの町村では9対1という前橋がかなりの規模的に大きい、そういう状況ですので、その1の方、つまり小さい市町村の方の制度を全体に広げますと財政の負担が大きくなるという考え方です。したがって、それをどういうふうにやっていくかということについては、前橋市が持っているほかのサービスでカバーできるように協議をしていくというようなお考えのようです。

以上で視察の方の報告は終了いたします。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

次に、（３）の第１回新市将来構想策定の小委員会についてでございます。これは、前回の協議会におきまして小委員会の設置についてご承認をいただきましたので、先日の11日に小委員会を開催したわけでございます。追加でお配りした資料５に記載されておりますが、委員長には学識経験者としてご参加いただいている長岡造形大学の豊口学長、また副委員長には長岡市助役の二澤委員が選ばれたということでございます。大変ご苦労さまでございますが、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、豊口委員長から先日の小委員会の状況につきまして一言お話をいただければ幸いです。

委員（豊口 協）

ただいまご紹介いただきました豊口でございます。

大変な小委員会の委員長を仰せつかりまして、その責任の重さにいろいろと考えさせるところでございますけども、ぜひとも今度のプロジェクトのために、素晴らしい成果を上げるために全力を投球したいと思っております。

この小委員会の方でいろいろと議論されました内容、概要でございますけども、こういった全く今までなかったプロジェクトを進めるためにはすべてが科学的に分析されて、その分析されたデータを科学的に正確に積み上げていくことによって初めて成功するんだということの詳しい説明をいただきました。そのためには、まず最初に進めるというのも、構造をどうするか、コンストラクションでございますが、このことがまず大事だと。２番目には、プロセス、行程をどうしていくかと。この行程を一步間違えますと大変なことになりますので、一つ一つ念入りにその行程を進めていこうと。最後に、第３番目に、そこで初めて一つの明快な方向が打ち出されるんだと、こういうことが共通の課題としてこの第１回の委員会で議論されました。委員の方々の了承、了解をいただくことができました。以後この内容につきましては、市民とか、それから関係者のさまざまなアンケート等を通じてそれぞれのベースというか、データを整理していくと、こういうことになっております。そういう意味で、これからひとつ全力を挙げまして皆様のご期待に添えるように努力していきたいと思っております。

以上でございます。（拍手）

事務局（高橋）

それでは、事務局の方から新市将来構想にかかわる部分で、アンケート等で具体の作業に入る部分がございますので、恐縮ですが、説明をさせていただきます。お手元に追加資料としてお配りしてございます報告の（３）、資料ナンバーは左側に資料６、新市将来構想の策定にかかる住民参加についてという資料で説明をさせていただきます。新市将来構想の正副委員長の選任結果というものの次のページに入っているものでございます。

それでは、説明いたします。新市将来構想の策定に係る住民参画の手法につきましては、第２回目の

協議会でも項目につきましては簡単に説明をさせていただいているわけですが、いよいよ具体的な作業に入りますので、ここで少し詳しくご説明をさせていただくものでございます。

まず、一番最初にさせていただくものでございますが、1番としまして住民アンケート調査、ここで（事前調査）となっておりますものは、その次にかなりの規模でやりたいと思っておりますいわゆる本調査、地域アンケート調査と呼ばれているものですが、この前段階の調査となるものでございますので、事前調査というような表記をしてございます。この調査の目的でございますが、今ほど申しましたように本調査をする際の問題点なんかを洗い出しをしたいということが一つでございます。もう一点は、これから開きますワークショップ、住民の方々の代表から集まっていたいろいろご議論をしていただくわけですが、その際の議題の一つを提供したいというのが目的でございます。さらに、方法でございますが、訪問留置調査というような手法を考えてございます。具体的には、調査員が8市町村の対象の方のところに直接お邪魔をさせていただきまして、まずご依頼を申し上げます。そして、ある程度アンケートを置かさせていただいた上で、大体いつごろ取りにまいりますというお話をさせていただきます。そして、その日に取りにお邪魔をさせていただくわけですが、その時点で調査票を拝見させていただきまして、例えば未記入の部分があったり、表記の仕方が少しわからない部分があるというようなお申し出があった場合には、調査員がお話をしながらそこを埋めていくというような考え方であります。どのくらいの対象の方に調査をさせていただくということですが、8市町村合計で240名の方をお願いするつもりであります。それから、240名の内訳ですが、年齢別にまず20代、それから30代、40代を一つのくり、50代以上という、そういう三つの年齢区分、さらには男女別、そして各市町村別というような考え方で、トータルで240人を予定しております。実施時期につきましては、先般の小委員会でのことについてご承認いただいておりますので、速やかにこれから作業に入りたいと思っております。アンケートの内容ですが、それぞれの市町村合併に対する、これは合併の是非を問うというようなものではございません。現在の問題点であるとか、それから現時点でお考えいただいているような要望であるとか、行政に対する意見であるとか、そういったものを内容として考えております。

そして、このアンケートの結果を受けまして、2番に書いてあります地域アンケート調査、本調査と呼んでいるものですが、この調査に入るという考え方でございます。目的としましては、これはあくまでも将来構想を策定するためのデータということですので、そのデータとして活用することを目的としております。方法としましては、人数がかなり多うございますので、それぞれの市町村の住民から無作為に抽出をしまして、郵送による配布、回収ということを考えております。現在の見込みとしましては、約半数が回収できるだろうと思っておりますので、3,500件ぐらいのデータが集まるのかと思っております。このアンケートの実施時期でございますが、住民アンケート調査、事前調査がまとまってからスタートいたしますので、4月の中ごろになるだろうと予定しております。アンケートの内容につきましては、1番の住民アンケートの調査結果を踏まえてつくっていくこととなりますが、基本的には1番のアンケートの内容とほぼ同じ傾向の、同じ方向のアンケートを考えております。

次に、3番でございます。有識者ヒアリング・アンケートでございます。これにつきましては、まだ件数等の詳細は固まっておりませんが、地域振興活動に携わっていらっしゃる方に直接インタビューをするような形でいろいろお考えをお聞きしたいというふうに考えております。この実施時期につきましても、地域アンケートと同様に4月というふうに考えておりますが、できれば早目に、4月中にということ考えております。これら1、2、3のヒアリング・アンケートによって、それぞれの市町村の住民の方からどういったまちづくりをしたいのか、どういったことを実現可能な将来像としてとらえているのか、この辺をわかるためのデータにしたいというふうに考えております。

1枚おめくりいただきまして、4番でございますが、まちづくりワークショップというのがございます。これは、先ほど来から申しておりますアンケートの結果をそれぞれの市町村の住民の代表の方にお示しする中で、その内容を検証していただいたり、確認をしていただいたりすると同時に、実現したい将来像、どういったまちづくりをしたいのか、どういったまちに住みたいのかということを検討していただくというふうなことを考えております。具体的な項目は2番のところに書いてありますが、下の方の図をごらんいただくとわかりやすいかと思いますが、将来構想に関心の高い住民の方の参加に基づくという考え方の中で、全体として8市町村で52名の方を予定しております。52名の方の内訳でございますが、それぞれの市町村から4人ずつ推薦をしていただく予定でございます。同時に、一般公募としまして8市町村全体で20名の方の募集をしたいというふうに考えております。一般公募につきましては、現在募集をしている最中でございます。具体的にどういう形でこのワークショップが進んでいくかということですが、今の予定では一つのテーブルに7人の住民の方、参加者の方からお座りいただいて、その7人から座っていただいたテーブルの中にファシリテーターを1人置くつもりでございます。このファシリテーターといいますが、7人の住民代表の方から意見が出やすいように意見の引き出し役と申しますか、そういった役割をしていただく方を各テーブルに1人ずつお願いをしたいと。そして、これらのテーブルが幾つかできるわけですので、この全体を取りまとめる役割として上の方に書いてありますコーディネーター、これを1人置くと。このような形の会議を4月、5月で、現時点では3回程度開催というふうに考えております。なお、先般の小委員会で3回では少ないのではないかとご意見をいただいておりますので、まとめぐあい、進みぐあいを考えながら場合によってこの3回の回数をふやしていくというようなことも考えております。現在の予定では、1回目のワークショップを4月の17日夜の7時からというような考え方で考えております。これらのワークショップによってさらに実現すべき将来像が明確になると、このように考えております。

以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

以上で報告事項を終わりますが、特にご質問等がなければ3の議題に入りたいと思いますが、ご質問等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

それでは、3の議題に入らせていただきます。

まず、(1)の合併に関する基本的な事項についてでございます。これは、前回の協議会で決定いたしました順番で合併に関する基本的な事項を協議していただくことになっているわけですが、まず本日は合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置の基本4項目を協議したいと思います。

それでは、まず事務局から資料について説明をお願いします。

事務局（高橋）

資料の説明に入ります前に、今回基本4項目をご協議いただくわけですが、事務局としましては具体的な案は提示してございません。例えば合併の方式について言えば、新設合併とするとか、編入合併とするとといった形の素案は当然のことながら提出しておりません。この協議会の中でご協議していただきたいと考えております。

それでは、資料の説明に入ります。1ページをおめくりいただきまして、2ページをお開きください。事前にお配りしてある資料でございますので、詳細の説明はいたしません、資料1につきましては県内の合併協議会の状況を主にこれからご議論いただきます基本項目の四つについて調べたものでございます。

なお、まことに申しわけございませんでしたが、法定協議会と左肩に書いてある区分の上から四つ目に新発田市・豊浦町の合併協議会という欄がございます、その設置年月日が「平成15年の9月30日」となっておりますが、「平成14年」の間違いでございますので、恐縮でございますが、ご訂正をお願いいたします。

この表の右の方をごらんいただきますと、基本項目のうち、もちろんすべての協議会でまだ決まっているわけではございませんが、合併の方式、合併の期日、合併後の名称、合併後の事務所の位置、決まっているものについて調べたものを載せてございます。資料1については以上でございます。

隣の3ページ、資料2でございますが、ここにつきましては県内の合併協議会の状況を合併の方式により分類してみたものでございます。したがって、新設合併と編入合併という区分けの中で、全体の人口とそれぞれの構成市町村の人口を比較できるような形で整理をしたものでございます。これについても、特にこれ以上の説明はございません。

1枚おめくりいただきまして、4ページをごらんください。資料3でございます。合併の期日についてでございます。1番のところですが、合併の期日につきましてはいわゆる合併特例法の特例措置を受けようとするならば、合併特例法の期限である平成17年3月31日までに合併する必要があるということでございます。

ここから推していったらどういう形になるかということですが、2番の(2)をごらんいただきますと、

四角で囲って矢印が幾つか書いてありますが、上から二つ目の四角の囲ってあるところの下の方のぼちのところをごらんいただきますと、ここで仮に法定協議会を設置し、議論を重ねた結果、その次の四角、合併協定書の締結がされた。ここから合併施行までおよそ1年の期間が必要になるというような考え方、実例としてもそういうような実態がございます。これが4ページの説明でございます。

それで、合併の時期と大まかに言うわけですが、では何月何日というような議論になった場合にどうなるかということが次の5ページでございます。これは、協議会の情報分科会という電算システムの統合を担当している分科会の方で、電算システムの統合という観点で考えるとどうなるかということを出したものでございます。でございますが、システムの統合作業にかなりの時間がかかるという見込みがありますので、余り早い時期は難しいだろうという予想でございます。次に、でございますが、合併期日その日から実際にシステムを運用するということになった場合にはさまざまなデータの移行や確認作業が必要になってまいります。したがって、合併日の前に連休が入っていることが望ましいというのがこの考え方でございます。さらに、一番でございますが、いろんな統合するシステムがあるわけですが、現時点で問題が想定される日ということになりますと、いわゆる年度末、3月の31日を含めてその前ということになるわけですが、住民異動が非常に多いわけですので、こういったときに住民の基本台帳に関するようなシステムがかなり多うございますので、こういった時期はできれば避けたいというのが考え方でございます。さらに、一番最後に参考として書いてございますが、では17年の1月から3月までの間に連休、具体的には3日以上連休ということになりますが、どのくらいあるのかというのを整理したものでございます。

次のページ、6ページをお開きください。資料の4でございます。ここでは、新市の事務所の位置について説明をしております。2回目の協議会でもお話ししたとおり、事務所の位置につきましてはまずは何よりも住民の利便性を最優先する必要があるということ、当然住民の方たちからの庁舎を使う場合の距離、それから交通の関係、さらには国や県等の関係機関がどのような状況で配置されているか、それらの利便性について住民の立場で総合的に考えるということでございます。下の方の図は、現時点のそれぞれの庁舎の位置を8市町村の中に落としたものでございます。これは見ていただいたとおりでございます。

次のページ、7ページにつきましては、それぞれの8市町村の現在の庁舎がいつごろつくったものか、どの程度の大きさなのか、さらには住民の方が来られた場合にどのくらい駐車スペースがあるのかということを一覧できるようにまとめたものでございます。

説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございます。

それでは、早速の合併の方式について協議をしたいと思います。

それでは、委員の皆さんからご意見をいただきたいと思っておりますので、ご意見のある方は挙手をお願い

いたします。

はい、どうぞ。

委員（八木庄英）

見附市の八木でございます。

うちの議員の間では、特別委員会、調査特別委員会、あるいはまた分科会等でいろいろ勉強させていただいているんですけども、でき得るならば新設合併を望むところでございます。これにはいろいろ事情ございましょうけれども、うちの方の議員の間では今のところ新設合併を望んでいるところでございます。長岡市さんには大変なるご難儀をいただいておりますけれども、そんなことをご了解いただきたいと、かように考えるわけでございます。

議長（森 民夫）

今新設というご意見出ましたけれども、ほかにご意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（野島六司）

三島町の野島でございます。

当三島町におきましては、住民の意思を全部まとめたということではないですが、当議会といたしまして特別委員会、調査特別委員会をずっとやっておるわけでございますが、そういう中でいろいろご協議を願っているわけでございますが、議会としては大多数が長岡市に編入と、三島町の場合はこういう状況でございます。

以上でございます。

議長（森 民夫）

冒頭から新設と編入と二つ意見が出たわけですが、できますならばその理由、その新設と編入についてまた誤解があってもいけませんので、どういう理由でそういうことを考えるのかということも含めてご意見をいただけるとありがたいんですが、その辺についてご意見お持ちの方いらっしゃいますでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（佐藤織江）

栃尾市住民代表、佐藤でございます。

栃尾は新設でいきたい、そんなふうに考えております。しかし、条件といたしましては、長岡市さんのいいところをたくさんちょうだいいたしながらの新設、理由はそういうところでございます。

委員（高野哲四）

山古志村の議会でも、いろいろ新設、編入についての協議をいたしました結果でございますが、住民の意思というものを尊重しながら、大きい、小さいは別といたしまして新設合併を議会ではお願いをしたいというのが一致した意見でございます。

新設でやっておりますんで、改めて私どもはそういう考えで主張はしたいなという部分でございます。

以上でございます。

議長（森 民夫）

それぞれ新設や編入について意見はいろいろおありだろうと思うんですが、一つの合併の方式の議論でございます。新設と編入とでどういう違いが出てくるのかというそのイメージをそれぞれ皆さんお持ちだと思っておりますが、その点をもう少し議論を深めるといいかなというふうに思っています。今の例えば村上さんのご意見だと、スタートとしてとらえるんで新設というのは、それはそれでご意見としては尊重できるご意見なんですけども、もう少し何が違ってくるのかというあたり、それをどうそれぞれとらえておっしゃっているのかというあたりの議論が深まるといいなと、こういうふうに思っているんですが、その辺で何か村上さんご意見ないでしょうか。

委員（村上雅紀）

私でいいんでしょうか。

議長（森 民夫）

ええ、どうぞ。

委員（村上雅紀）

どうしてもその辺にくると感情論的な部分になると思うんで、その人のとらえ方によって大分差はあろうかと思えますけども、やっぱり30万人、中核都市を目指すのであれば、今までの伝統、歴史、文化8エリアある中で、一緒に改めて中核市を目指すという部分で編入、これ長岡という表現がいいのかちょっと私もあれなんですけども、長岡市に編入をされたという部分での住民意識あるいは行政システムも含めてモチベーション的な部分が一番左右される部分だと思います。その辺で感情的な部分になるかと思えますけど、じゃ裏づけをとると、条件的に条例施行や新市となると改めて作成しなければならない部分がたくさんあろうかと思えますけども、その辺は時間的には十分間に合うような時間ではあろうかと思えますんで、基礎があるわけですから、長岡市さんののを優先的に採用するのであれば、その辺を採用していければすばらしいものができるんじゃないかなというふうに思います。

議長（森 民夫）

いやいや、はっきり言っていただいて大変ありがたいと思うんですが、そういうふうな新設か合併かを、ただ新設がいい、編入がいいという意見を言い合うのではなくて、どういう合併にしなければいけないかというあたりのところから少し議論をしていただけるといいなと、こう思うんですが、今の村上さんのご意見は大変よく私わかりましたし、一つのやっぱり意識づけの問題としてのご意見だなということとはよくわかりました。

どうぞ。

委員（小池 進）

座ったまま申し上げたいと思いますが、三島町の住民代表の小池と申します。

私どもは、3回ほど町のビジョン委員会というのを設置いたしまして会合を持ってまいりました。そこでの正確なお互いの意向等は聞いたわけじゃございませんけども、議論の過程で皆さんは長岡への編入を考えておるように思われます。と申しますのは、この8町村の事務当局で研究会を持ちまして、研究資料を配付していただきましたけれども、それを見ますと行政上のサービス面は圧倒的に長岡が私どもの町よりも優位なんです。ほかの市町村と比較しても長岡の方が優位であるということは明らかでございます。それは一部は他の市町村が上にランクされているのもございますけれども、そういたしますと統合の際にこの長岡市民や、あるいは議会の議員の皆様のご気持ちまでも考慮いたしますと、それこそ新設でお互いに、今論議しているのは全く平等です。この会もみんな人数は同じ人数で来ておりますし、自由に発言できる雰囲気になっているわけですから、こういう論議は平等でやるべきでしょうけれども、今後この新設か編入かということを決める際に、やはりサービス面というような面からも十分追求していく必要があるでしょうし、それにかかわる先ほど申しました住民の感情というものも大事にしていかなきゃならないと、このように思うわけです。

それ以外に人口の割合等も述べられておりますが、私もちょっと見てみますと大体長岡市はこの8市町村の中での63%ぐらいに当たるんじゃないかと思えます。そういう大きな一つの市を中核にいたしますと、先ほどはみんな何か新設だという、見附の村上さんおっしゃっていましたが、必ずしもそうじゃないはずで。編入合併、全国的に見ましてもそういう新しい市を考えているところあるように思われますし、さらにこれは感情論と言われりゃそれまでなんですけど、私も旅は大好きでございまして、私ごとで恐縮なんですけれども、日本の国の果てといいましょうか、北海道行っても、九州行っても、沖縄へ行きましたも、おまえどこの出身だと言われますと、新潟県の三島町ですなんて全然だれも知ってくれないんです。長岡の隣だと、長岡の在ですよとそれこそ長岡弁で丸出しに言いますとなおさら親しみを感じるので、ああ、長岡というのはこういうところでしたねと山本五十六の話も出てまいります。米百俵の話も出てまいります。特に小泉総理が米百俵を全国に広げてくれましたので、必ずそういうことは出てくるわけで、やっぱり長岡というところの名前もそうですし、これまでの行政のかかわりからも大事にしていって、我々は大きな、寄らば大樹の陰じゃございませんけれども、徐々に長岡のよいところに同化して、新しい三島のあり方というものを考えつつ皆さんのこの大きな新しい市に何とか貢献していきたいと、こんなつもりで話し合っているところです。

少々長くなりましたが、よろしく願います。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

はい、どうぞ。

委員（今泉 實）

中之島の今泉です。

この合併の方式等につきましては、新設あるいは編入というようなお話が出ておりますが、私どもの

町は皆さんご承知のとおり戦後のいわゆる合併という経験が全くないであります。したがって、先人が明治34年の合併で当時の村が八つあったと、こういうところで、私どもはもちろん先人のやったことでもありますので、自来102年、2年前に100周年行事ありましたけれども、そんな経験の中で今いろいろ論議されている方式につきましては町として、あるいは議会として正式なアンケート、そういったものがとっていないわけでもありますけれども、おおむね議会で合併特別委員会、あるいはまた行政側からも説明を受けながら9回やってきた経緯があるわけであります。その経緯を探ってみますと、必然的に編入がいいだろうと、こういう方向が暗に示されてきておるのが実態でありまして、ただ極端な言い方をして恐縮なんです、私どもは編入がよろしいと、あるいは仮に長岡であるならば長岡さんが受け入れてくれるのかどうかということもまだそこまで到達していないわけではありますが、また人のこと言うて何ですが、新設とかいろいろあるわけでもありますけれども、この関連がある次の議題の中でも必ずしも長岡市という名称がふさわしいのかどうかという問題も発生してくるわけでもありますし、またつまり新市の名称等も論議が深まっていくだろうと思いますが、町議会の意向とすれば編入が妥当だろうというような方向で今話し合いを進めていると、こういう状況であります。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

どうぞ。

委員（伴内勝栄）

見附市の伴内でございますけれども、今ほど中之島町の今泉議長さんから若干触れられたわけですが、既に重要事項調整というようなことで137項目の一覧表を私どもがいただいて、分科会を開き、今検討中のわけですが、その137項目の中で先ほど申し上げましたように今泉さんが言われたスリーAという複年数を要して調整しなければならないのが94項目あるわけですので、これは物の考え方にもよるかと思うんですけれども、調整をする最中に果たして最初に担保されたものがいつの間にかそれがうやむやになるのではないかというような危惧の念を持っておるところでございますので、その辺が担保され、必ずそういう描いたものがそのようになるんだというようなことが明確になればいいんじゃないかなと思うような気がしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（森 民夫）

今のご意見は、やっぱり結局合併協議会で決められて、今は現に対等な立場で皆さん出ていらっしゃるわけですが、その対等な立場で決めたことがきちんと担保されるかどうかという合併そのものの建設計画とかそういったことにかかわるといふご意見ということですね。

委員（伴内勝栄）

はい。

議長（森 民夫）

はい、どうぞ。

委員（樋山 桑男）

個人の立場で申し上げるわけですが、率直に申しましてこの新設か合併かという二者択一的な提案、これはまことに困ったもんだと思います。これは論議するに非常にふさわしくないと思うんです。私たちは、町村合併についていろいろお話を申し上げているときには、新しい時代に即応した新しい自治体、これをつくるんだよと、つくろうじゃないかという、そういう話の仕方をしておるわけですが、ここでいわゆる新設か合併かということになると、その考え方、言葉からいけば新設になる。とかくこのことがにしきの御旗になってしまう、そういうおそれを、先ほどからずっと編入ということをお考えの方々もそういうことを言うておられるわけなんです。そういうことからいたしまして、結論的に申しまして、今までの各協議会の編入方式についてのこともここへ一覧表出ておりますけれども、この問題はもう少し新しい市の構想とか、あるいはまたいろいろな検討事項のすり合わせがある程度いった段階で考えられていいんじゃないかと、私はそういう考え方でございます。

以上です。

委員（野島 六司）

はい、越路の町長さん、どうぞ。

委員（大野 勉）

越路町長でございます。

私の意見を少し述べさせていただきたいと思いますが、それこそ8市町村には長年まちづくりにおいて、地域性や風土、環境に適した独自の文化や政策、制度が確立されていることと思いますが、合併によって構築されたこれらの政策や制度に対し、急激な変化を、改革を望まない住民もおられるようでございます。

そこでご提案を申し上げますが、住民の理解を得るためにも緩やかな合併をする必要性があると私は考えます。そこで一定期間、特に交付税の特例期間においては、各市町村に自治権を残しながら自主運営が行えるような合併手法をできたらお願いを申し上げたいと、こう考えております。また、自治権を残すことによりまして、限られた期間の中で協議不足や、そして協議できなかった事項の詰めや、そしてまた新市が構築された際に行われます地域審議会の役割もこの中で果たすことができるんじゃないかなと、こう考えております。ご承知のとおり地域審議会は新市の市長の諮問機関であり、提言はできませんが、強制力、権限等がなく、均衡ある新しい新市のまちづくりに不安を残すところがございます。できるならば自治権を残しながら自主運営の道で合併を進めることはできないか、ひとつ検討課題としていただければ大変ありがたいと思います。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

先ほどから新設、編入の議論で地域の住民の意思を尊重するということが一番大きな理由のようでご

ざいますから、新設合併ということ以上に住民の意思を尊重して、その地域の文化を守るための合併の方式を新設、編入以外のことでもきちんと考えるべきだという、そういうご意見だったというふうに思いますが、それから樋山さんのご意見も、多分新設合併ということで最初から手続のところでも徹底的に議論をするのではなくて、合併のビジョンというか、どういう合併なんだということをしっかりさせてから議論すべきだというようなご意見だったんで、大体樋山さんと大野さんのご意見、細部では違いますが、根っこのところでは同じかなという感じを受けましたけれども、その辺のことでどうでしょうか。ほかにご意見ございますでしょうか。

大地さん。

委員（大地正幸）

長岡市の大地でございます。

今の皆さんからのご議論大変それぞれごもっともなご意見だなというふうに私も考えておりますが、やはり大変新設合併というのは、先ほどお話のありましたようにまず感情ありきというふうな印象を大変受けるわけです。それで、私ども長岡市議会は11回合併調査研究委員会を行いました。その中で、我々は自分たちが最初に新設だとか編入だとかいう意見は率先して申し上げない、その方がよかろうと、皆様方の市町村のご意見を十分お聞きしながら意見を発表すべきであろうと、大方そういう意見でございましたが、ただ基本に流れているのは、我々は心の中で対等でいくんだと、やはり吸収してしまうとか、そういうふうな考えは毛頭持たないで、とにかく皆さん方と新しい市をつくっていくためにそういう精神で臨むべきであろう、そういうふうに私どもは考えているわけでございます。しかしながら、合併につきましては大変ご存じのとおり手続に時間を有する問題でございます。自治体ご存じのように何百という条例で成立しておりますし、この条例を先ほど簡単にできるというお話もございましたけれども、その簡単にできるというのは長岡市の制度をまねすればそれはすぐ簡単にできるかもしれませんが、皆さん方のご意見を盛り込みながらやはり新しい自治体の暫定的な成立を見るということになりますと、残された時間内で果たしてこれはできるのかなという現実的な問題が頭をよぎります。

したがって、私のお聞きしている限りでは大変この編入というふうなことに精神的にやはり抵抗を持っておられるような印象を受けますが、私ども長岡市議会といたしましてはここで再度申し上げますが、皆さんがこのとおり平等に出席されてご意見を述べておられるわけで、決してその市町村の代表をもって委員の数を減らしたりふやしたりはしてございません。この一事をごらんいただいても、私どもがどういった考え方でやはり合併に臨もうとしているのかご理解いただけるんじゃないかと、そのように思います。したがって、ぜひこの残された時間で新しい自治体をつくり上げるにはどういう方法でやっていけばいいのかということをお考えいただきたい。もちろん文化、伝統を重視していくのは当然のことです。それは今後も追求し続けていかなきゃいけないわけですから、もうまさにその論議以前の問題じゃないかというふうに私は考えます。

以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

今そちらで。

委員（樋口章一）

座ったままでお許しをいただきまして……

議長（森 民夫）

はい、どうぞ。座ったままで結構でございます。

委員（樋口章一）

小国町議会の樋口と申します。

私どもは、今日先ほど紹介あったように、町長がよんどころない事情で欠席で小国町の委員は5人出ておりますけれども、今の基本的な課題について小国町としてこういこうじゃないかという話し合いなどを持っておりませんので、全く個人的な見解なんではあります、私ども議会筋ではこの協議会の裏腹みたいな関係で、各市町村の合併にかかわる状況がどうであるかという連絡会を持っておりまして、毎月1回持つておるわけでありまして。先般もそのことを、実はこれから申し上げることを申し上げたのであります、この新設か編入かという合併方式の一番基本にかかわることなんではありますけれども、これに関して徹底的にやっぱり例えば住民のサイドから考えますと、現在持つております各市町村の行政水準が合併後のまちづくりにどう生かされるのか、あるいは今の市町村が持つておる課題といいますが、これからのまちづくりの柱として長期構想等でそれぞれ挙げている事項があるんであります、そういうものが新しいまちの中でどう生かされるのかというのが、そこが一番住民の関心があるかと思うんでありますし、そのことがやっぱり合併の成否につながっていくんじゃないかと。そういう立場からいきますと、そこら辺が見えてこない中でこの新設か編入かという話をしてもなかなか前へ出ていかんんじゃないかと、こんなふうを考えておりまして、したがって一番基本的な課題であるし、スケジュール的に第1のテーマに挙げられたわけではあります、これはひとつ大事な課題として一たんわきへ置きまして、前段申し上げたような点についてやはり住民サイドで一番関心のある点だと私は考えておりますので、そういうような進め方ではいかがなもんかと。そのことによって今の二つの方式というのはそんなにけんけんがくがくしなくともおのずから見えてくる課題ではないかと、こんなふうには実は考えております。

以上です。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

はい、どうぞ。

委員（西川洋吉）

栃尾でございます。

私ども議会の立場といたしますが、そういう形でちょっとご報告をさせていただきたいと思えます。先月の28日に議会の連絡会がございまして、そのときのテーマが議員の身分について語れということでもございましたので、栃尾市は最大限のわがままの発言をさせていただいたわけでございます。この会合に臨むにつきましては全員協議会を開催いたしまして、いろいろ議論をさせていただいたわけですが、先ほど来話がございませぬけれども、理想論は理想論といたしましても、期限内に合併をする場合に本気でそれを進めるならば、まあまあ気持ちはもちろん対等、新設でございませぬけれども、編入という方法もとらざるを得ないのではないかとというのが議員の大半の意見だったわけでございます。それにつきましては、議員の定数特例でありますとか、在任特例でありますとか、そういうことにつきましては住民からご理解をどの程度いただけるか、いただけるならば最大限その辺のこともお許しいただきたいというような意見が多数であったわけでございます。

しかしながら、今ほど来また話がございませぬが、私はその会合でも申し上げたんでございませぬけれども、かねがね森市長さんがおっしゃっておる長岡独自の地域審議会のあり方、性格、権限とか、あるいは一部予算とか云々というようなことまで含めた大変周辺の市町村に配慮した構想を森市長さんもお持ちのようでございます。そんなようなことをぜひこの次の議会の連絡協議会までにはある程度出していきたいと、そんなことを私はその席上お願いを申し上げました。それで、3月の28日の三島町での会議には、地域審議会についてある程度の骨子等をお聞かせいただけるということで大変喜んでおるわけでございます。

それからまた、私どもは今馬場新市長のもとで第6次総合計画を持っております。この議会でもいろいろ議論を深めているところでございませぬが、これらの計画が新市の建設計画の中にどのように反映していただけるのかというようなことも含めながら、それらのことをきちっと整理しなければ住民に対する説明、あるいはまたメリット、デメリット等について突っ込んだ議論ができないのではないかとこのことを心配しておる議員も多くございませぬ。

そんなことで、これ事務上の手続としては新設か、あるいは編入かということは非常に重要と思えますけれども、この入り口でつまずいて後の議論が進まないということに対する危惧を持っている一人でございませぬ。そんなようなことで、先ほど住民代表の佐藤委員の方から新設でというご発言もあったわけでございます。私ども議会と住民の意見が違うというわけではございませぬですが、そういった意味も含めましてもう少し弾力的に物を進めなければ事がうまくいかんのではないかと、そんなふうにお思っております。

以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、どうぞ。

委員（石坂敏雄）

越路町でございませぬが、先ほど議会のことを話をさせていただいたわけでございますが、それで議員

は編入が大多数だと、そういうふうに申しあげましたんですが、それでいろいろ編入であると吸収的なような考え方がかなり一般的になっておるようでございますけれども、ただいま皆さん方の方から話がありましたように、編入であっても対等の立場でやはり議論を展開していくべきだし、またそうあってほしいと、こう思うわけでございます。

そんな意味におきまして、先ほども話のありましたように、それぞれの歴史、文化、あるいは特色をそこにいかに取り入れていただけるか、そういう議論をこの中でこれから進めていくべきだと私は思います。新設にしても、やはり同じようなことになるかなというふうに思っておるわけでございます。したがって、そうした議論の中で皆さん方それぞれお互いに譲るところは譲り、また取り入れていただくところは取り入れていただいたような形でこれからやはり進めていくべきでなかろうかと、こう思いますし、それからいずれにいたしましても、新設にせよ、編入合併にせよ、ここでどちらを選択するかということを選ばないことには、これから時間的にもなかなかそうゆとりはないと思いますが、そうしますとそれが無いということになりますと、先ほどから出ていますいろいろの議員の身分、農業委員の身分等、それから事務所の位置等、そういうものに突っ込んでいけないなというふうに自分では思っておるわけでございます。

以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

大体ほぼ議論は出尽くしたかと思いますが、ちょっと事務方に確認だけしておきますけれども、合併方式が編入か新設かで具体的に違ってくるのはどういう点なのかということのを少し簡単に言っていたけますか、事務手続的な面で。

事務局（高橋）

あくまでも事務の観点でということでお話をさせていただきますが、先ほど来から出ておりますとおり、いわゆる条例、規則、さらに要綱というようなものがございますが、これらの整理の期間が新設合併と編入合併では大きく違ってくると。具体的には、編入合併の方が短期間で済むという考え方です。私ども事務局といいますが、事務方としましては、基本的に合併時に住民の皆様に迷惑がかからないような事務をどういうふうにスムーズに進めるかという考え方でおりますので、そういった観点から整理をさせていただきますと、短期間で済む方が事務方としてはありがたいというような考え方を持っております。

さらには、行政制度の調整後に条例、規則、要綱等の整理に入るわけですが、この行政制度の調整、それから条例、規則、要綱との関係も、全部ではないんですが、部分的には皆さんが一番ご心配されております電算システムの統合にも当然のことながら関係が出てまいります。したがって、早くそれらの作業が進むことが、結果として住民の皆様に、サービスに影響しないという基本的な考え方を持っております。ただ、具体的にどのぐらいの期間ということについては、事務局の方も制度調整がまだ終

わっているわけではございませんので、すべてを把握しているという状況ではございません。

以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、わかりました。

例えば合併を進めるに当たって各地域の意見を酌み上げるときに新設と編入で何か根本的な違いが出てくるのかどうかということなんだけど、各地域の住民の意思を尊重するとき新設と編入とで大きな違いがあるかという点についてはどうですか。

事務局（高橋）

それはないと思います。例えば今将来構想の関係でアンケート等住民の意向をとるわけですが、これは合併の是非についてということじゃないですが、その際に新設、編入というような区分というのは特に設けておりません。

議長（森 民夫）

はい、わかりました。

会長としてではなくて、長岡市長としてちょっとご意見言わせていただきますと、長岡市長としては合併の方式としては編入合併方式でお願いしたいという気持ちは持っております。ただ、先ほど来いろいろご意見が出ておりますように、また今の事務方の意見にもありましたように、事務手続の方式が編入であるか新設であるかということ以上に、やっぱり今回の合併はそれぞれの地域の住民の意思が十分に尊重されて、地域の文化、伝統が守られるというその対等な関係で合併を進めなければいけないんじゃないかということもまた同時に考えております。ただ、それを精神論的に対等な合併ということだけではなくて、樋山さんのご意見にありましたように、建設計画の中でそれがどういうふうになるのか、また越路の大野さんのご意見にもありましたけれども、各地域の自治を尊重していく方式というものが地域審議会以外にないのかといったようなことで、少し制度的な研究をさせていただく中で対等な合併が担保され得るというふうに皆さん方が自信を持てば編入か新設かということは余り議論にならないわけでありまして、それが自信が持てなければやはりそれは当然こだわらなければならないことだと思いますし、そういう意味で合併のビジョンとか、それから自治の生かし方というのを少し次回以降研究させていただきまして、その辺のビジョンがはっきり見えた段階でまた新設か編入かということを改めてまた議論させていただくということではいかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

今日は十分皆さんに言っていただいたと思いますんで、そういう形で進めさせていただきたいというふうに思います。

それでは次に、合併の期日でございますが、これにつきましてはもう時間も大分過ぎましたので、ちょっと私急ぎますが、平成17年の3月31日が一つの特例法の期限でございますが、その期限を過ぎても

よいというご意見がございますでしょうか。一応期限内を目標とするということで大体異論はございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

それでありますならば……何かあります、議論。

委員（長島忠美）

今ほど町長さんから言われた緩やかな変化ですけど、期日は期日としてこれからの論議の中にああいうこともやっぱり加えていくというスタンスが私は必要なのではないかなと思っています。

議長（森 民夫）

ちょっともう一度済みません、お願いします。

委員（長島忠美）

いいですか。

議長（森 民夫）

はい。

委員（長島忠美）

山古志村の長島でございます。

私も任意合併協議会に参加をして、森市長さんが合併の形式についてこだわる前に、合併のメリット、デメリット、新しい市の構想について論議をするという考え方を理解をいたしました。ただし、私どもにすると、新設なのか、編入なのかということがやっぱり大きな注目になります。それで、先ほど越路の町長さんがもう少し緩やかな視点から合併を考えられないかというご意見も言われ、私も全く同感でありますし、私ども地域の文化や産業を大切にする場合に私どもの目の届く時間が少しでも長く持ちたいというのが本音でございます。ですので、そんなことも含めて合併論議を進めていただければありがたいなと思っている一人であります。

議長（森 民夫）

そのことは、越路の町長さんがおっしゃった緩やかなという意味は、各地域にある程度の自治を残して地域審議会以上の何か自治を残す工夫がないかという、それをとりあえず例えばあと5年とか10年、あるいは特例法の期限が10年ですから、10年間ぐらいそういう期間を置いて、その次に本当に一つになるうというような意見というふうに受け取りましたけど、そういうことですね。ですから、それは十分合併のやり方としてこの合併協議会の中で議論しましょうと。栃尾の西川委員のご意見も同じだったと思いますし、そういうことで決めさせていただいたんでそれはやります。それで、合併の期日、そうは言っても、緩やかな合併といってもやっぱり合併はするとすればいつまでかという、期日で言えば17年の3月31日が一つの期限になるという共通認識でどうでしょうかと、こういうことなんですけど、それはよろしいわけ。

「目標ね」という声あり

議長（森 民夫）

目標として。

「法律がこう言ってるが終わらなけりゃどうしようもないから」という声あり

議長（森 民夫）

だから、そこについてもしご異論があればぜひ伺いたいというふうに私は申し上げたわけで。

「それが延びる……」という声あり

議長（森 民夫）

ああ、県の中ね。

「ええ」という声あり

議長（森 民夫）

それが延びるとどうなるかということをちょっと伺いたいんですが、17年3月31日が延び、今国の方でも何かそれを議論しているというようなニュースが入ってまいりましたんで、その辺も含めてちょっとお願いできますか。

委員（中澤 清）

県の市町村合併支援課長をしております中澤でございますが、17年3月の件について若干今私どもで聞いているお話をじゃご紹介いたします。

まず、今の17年3月31日までの期限が延びるかということについては基本的に国は延ばさないという立場でございますし、恐らく延ばさないというふうに思います。ただ、最近総務大臣の方で、今の建前は3月31日までに合併の施行日といいますか、合併する日が3月31日まででないといく種の特例措置が受けられないというつくりなんだけれども、その辺の例外的な特例措置といいますか、その辺が必要でないかと。端的に申し上げれば、ちょっと合併の期日が3月31日に間に合わない、そういう場合でも、今特例法で定めている特例措置を若干働かせることを考える必要があるのでないかというような話が先般ございまして、それを受けまして総務省ではその辺今取り扱いを考えているということでございまして、中身は、特例法の期限は延ばさないただけれども、今日の資料の議題の4ページでしょうか、ここに(2)で合併までに必要な手続等というのが図示でございますけれども、例えば合併しようという形で、ここにございます中段に各市町村議会で廃置分合の議決が終わったあと、その後県知事への申請なり県議会の議決と流れるわけですが、各市町村合併をすることでまとまって議決まで終わったと。ところが、その後の手続でいろんな状況で例えば県議会が、あり得ないかわからんですけれども、開催されなかったとか、そういう特殊な事情も想定できるんで、そういう場合については3月31日までに合併がなされなくとも合併がなされたというような形にみなして特例措置を働かせていこうというような形で今考えているようでして、じゃどの段階まで済んでいけばその適用させるのかというのが一番の問題で、例えばここであれば少なくとも市町村の議決が終わっていることとか、県議会の議決が終わって

るとか、そのくらい、どの段階でじゃそれを働かせるというのを今具体的に内部で詰めているようでして、少なくともそういう改正であれば具体的にこれからの作業を今検討して、例えばこの段階まではじゃ特例的に働かせようという作業中でありまして、これはおいおいこれから明らかになると思いますが、考え方としては原則3月31日ですと。ただ、特例的に一定のものについてはもう働かせようということですので、基本的には例外的な措置というふうにお考えで、まずは3月31日を目指してやっていただきたいというのが私どもの考え方ですし、お願いをしている点でございます。

議長（森 民夫）

はい、わかりました。

検討中でまだはっきりしていないということでございますので、その検討の方向としてはそういうことがされている状況であると、こういうことでございますか。

いかがでございますでしょうか。そういうことで多少緩和されるというか、ある程度のところまでいっていけば3月31日延びてもいいというようなこともあり得るわけですが、現段階でははっきりしておりませんので、やはり合併の期日としては17年3月31日を一つの目途としてこの協議会では考えていくということで特にご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

それでは次に、3番目に新市の名称に移りたいと思います。これについてご意見を伺いたいと思います。

まず、ちょっと事務局に伺っておきたいんですが、合併方式が新設か編入かということとこの新市の名称というのは連動しないと考えていいんでしょうか。

事務局（北谷）

はい、そのとおり連動はいたしません。

議長（森 民夫）

つまり新設合併でも名前を旧のどっかの市町村の名前にしてもいいし、編入合併でも全く新しい市の名前にしてもいいということで、それ連動していないということですね。

事務局（北谷）

はい、会長のおっしゃるとおりです。

議長（森 民夫）

そういうことだそうでございます。ですから、先ほどの合併方式とは切り離していいわけですが、新市の名称につきまして特にご意見ございませんでしょうか。ちょっと会長じゃなくて、長岡市長の立場として申し上げますと、長岡市長の立場としては長岡市という名前をできるだけ生かしたいというふうに思っているのですが、これは私の、市長としての意見でございます。それは冒頭言わせていただきます。

どうぞ。

委員（五十嵐亮一）

中之島の五十嵐ですが、中之島だからといって中之島市というわけにはこれはいかんだらうと思いませんので、私は長岡市で大賛成をいたしているところでございます。

以上です。

議長（森 民夫）

ご意見ございますか。

はい。

委員（高野哲四）

ちょっと参考意見になるかと思えますけども、当山古志村につきましては1郡1村、これが全国でまれに見る小さな村で、1郡であります。歴史が非常に古いという形の中で皆さんご案内のとおりだと、こう思いますが、長岡市もやっぱり旧古志郡であったと。また、三島郡の方にも古志郡という一緒になった残り、本当に懐かしい名前が古志郡山古志村1郡1村でありますので、これは必ずそういう主張ではございませんが、古志長岡あたりの形、名称ができればなというような考え方も私は参考までに申し上げるわけでありますが、よろしくお取りいただきたいと思えます。

議長（森 民夫）

はいはい、どんどんご意見言っていたいただいて結構でございます。ほかにご意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（若林リツ）

私も、長岡になるんだらうなどは思いつつも、私のまちの中では中越市なんてのもいいんじゃないかというようなお話もありますので、参考までにお願いいいたします。

議長（森 民夫）

はい、わかりました。今のところ、私の意見で長岡というのと、それから古志長岡市というのと中越市と三つ出ておりますが、ほかにご意見ございませんでしょうか。

どうぞ。

委員（樋山彗男）

私の中之島でございますが、インターを持ってあるので、あそこに企業の進出がかなりあるんです。中之島へ進出してきていながらみんな長岡支所だの、長岡何とか出張所だのとつけております。これ経済的なものいろいろ考えた場合に、これからの発展を考えたときにやっぱりこの地域は長岡でいいんじゃないかなと、そういう私は気持ちを持っています。

以上です。

議長（森 民夫）

どうでしょう。ほかにご意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ、山古志の村長さん。

委員（長島忠美）

先ほど議会がありましたんで、ちょっと補足をさせていただきますけれども、やっぱり広いメリットで考えると産業や文化で長岡がプラスになることもあるんだろうと思います。私どもは山の中で錦鯉と闘牛をやっていると、長岡の錦鯉じゃ絵にならない。だから、長岡市、山古志村、山古志という名前が残らないと絵にならない。本音を言えば、自分の地域にそんな愛着がみんなあると思うんです。そのことを、一緒にするためにじゃ名前の選定方法をどうしていくかということを経理の市長さんから提案をいただいて決めていくことが私はいいいんじゃないかと。みんな言わせたら自分の地域の名前を残してくれと言うと思うんです。私んところは正直言って昭和の大合併の中で切り取られ、切り取られして古志郡山古志村、そうした歴史と文化をはぐくんできたわけですから、この名前をなくしたくないという気持ちは人一倍強いと自負をしておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

議長（森 民夫）

ほかにご意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（石黒貞夫）

越路の石黒と言います。

長岡市という言葉、これ東京あたり行きますと、どっちの長岡ですかと聞かれるんです。伊豆の方にもあるんです、市じゃないですけど。越後ですと言うと、ああ、越後の長岡ですかということなんで、私は個人的には新潟県越路を継承した方が、新潟県の代表的な名前がすばらしくいいなと、そんなふうに思うわけですけども、いや、どうしても越路にしれということじゃなくて、参考としてお聞きいただきたいと、このように思っております。

議長（森 民夫）

わかりました。

委員（馬場潤一郎）

栃尾の馬場でございますが、それぞれ全くごもっともなご意見でありまして、全部自分の生まれ育ったところの名前が一番いいと思うんですけれども、ここの場でどうしても多数決をとったり、決める事柄でもないような気持ちもいたしますし、それぞれの各町村のいろんなまたお互いの連絡協議会的なところもあるかと思えます。そういうところでまた次の機会、あるいはまたその次でもいいですけども、そこである程度それぞれの地域で意思の疎通を図りながら常識的なところでお互いに合意をしていただいた方が今日無理して決めるよりは私はよろしいかなと思うんですが、議長さんからその辺のところを取りまとめいただいて、次に進んでいただければありがたいと思います。

議長（森 民夫）

はい。今ご意見いただきましたけど、今までのご意見は基本的にはやっぱりそれぞれの地域の名前に愛着があって、例えば山古志、あるいは古志という名前をどう残すかというご意見だったと思います。私の提案でございますが、これも先ほどの越路の町長さんの提案にありましたような自治の残し方の中にも関係してまいりますし、例えば古志という名前を残す方法もその制度の中であり得るのではないかといいふうなことも思いますので、そういう検討の中で継続して議論をしていきたいというふうに思います。ただ、いただいたご意見の中で言えば、古志長岡市とか、そういう提案もいただきましたので、長岡という名前についてはある程度認知をいただいたのではないかといいふうに長岡市長としては感じておりますが、その一つの方向性の中でそれぞれの地域の愛着がある名前をどのように生かしていくかということも検討しながらまた議論を煮詰めるということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

じゃ、新市の事務所の位置でございますが、これについてご意見伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

はい。

委員（野田幹男）

小国。私は、今名称の問題が出ましたけれども、馬場市長から言われるように今日どうしてもということではないということでありますから、地理的条件からしても事務所の位置おのずから長岡を除いて云々ということはないと思うんです。ですから、もう少し時間をかけた中で自然体の中で決まっていくと思うんです。それよりも何よりも、いろいろ今意見が出ましたが、長岡を除く七つの市町村がやはり地域の伝統、文化、歴史という一文字を残したいという切なる皆さんの声があるわけであります。そういう中で、私は一にも二にもやはりあとの市町村の皆さんが合併した中で我々の地域がどうなっていくんだらうと、ここに一番力点があると思います。ですから、これから先の中で本当にそういうものが生かされたり、あるいはまた地域の福祉や今まで培ってきた住民との対話が新市の中でどう生かされていくか、ここが一番大事だろうと思いますので、その辺にひとつ力点を置きながらこれからお願いしたいと思います。小国町は、まだ正直言ってそこまで詰まっております。それで、一昨日特別委員会持ったわけでありますけれども、編入か新設かというのも私の方からは議題として提案しましたけれども、特別詰めるということではなくして、それよりも何よりも小国町がどうなっていくんだと、ここをひとつ掘り下げたいというのが今日までの姿でありますので、今後ともまたその辺に力点を置いていただきたい。心からお願い申し上げます。

以上であります。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

はい、北村委員、お願いします。

委員（北村 公）

私は結論から言いますと、長岡市でいいのではないかなと。場所については特定いたしません、本市の市長の言われた緩やかにということにも私は賛成いたします。ただ、基本的には合併をすることでここに集まっているわけですので、その基本を考えた場合には、大局的に考えた場合、新潟市の関係とかいろいろなことを考えた場合には政令都市になるわけですから、その辺を考えて、名称に関してもそうですが、やはり長岡市に中心を置くというような考え方が妥当なのではないかなというふうに、私は長岡地域の一住民として考えております。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。ほかに事務所の位置につきまして。

西川委員、お願いいたします。

委員（西川洋吉）

北村委員の発言ちょっと補足という意味ではございませんが、私ども栃尾市議会も、これは結論を得ているということではございませんですけれども、大方の意見といたしまして新市の事務所につきましては長岡だろうと。今の庁舎を利用できるのであればそれで結構でございますけれども、新しくつくる場合には東バイパス沿いの適地をお願いをしたいということでございます。よろしくお願いいたします。

議長（森 民夫）

はい、わかりました。

ほかにご意見ございませんでしょうか。これは今度東バイパス沿いというとまた三島町あたりから異論が……。特にご意見ございませんか。

「なし」という声あり

議長（森 民夫）

そうしましたら、大体の大まかな意見ですと、東バイパスかどうかは別としまして、長岡市内のどこかということで特に異論がなければそのように決めさせていただきたいんですが、よろしゅうございますか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

それでは、東バイパスまではちょっと決めにくいと思いますが、そういうふうに決めさせていただきます。

以上で（１）につきましては終了いたしまして、（２）の「各種事務事業の取扱い」についてを議論いたしたいと思っております。

事務局から説明お願いいたします。

事務局（高橋）

はい、それでは説明いたします。

議題の(2)、「各種事務事業の取扱い」についてというものをお出しください。前回の協議会でも、事務事業のうち重要な21項目について順次協議をしていただくということになっております。そこで、今回はその21項目のうち14項目について現段階における調整方針案をお示しし、委員の皆様のご意見をいただきたいと考えております。

なお、これからお示ししますそれぞれの調整案につきましてはそれぞれの専門の分科会が作成をし、幹事会で了承されたものでございます。また、本日お示しできない残る7項目につきましては、次回以降にご提案させていただく予定でございます。

1枚おめくりいただきますと、2ページに各種事務事業21項目の提出順というのがございます。今お話しいたしましたのは、21項目のうち本日は14項目についてご提案させていただきたいというものでございます。なお、後ほど14項目、非常に項目数が多うございますので、最初に7項目、そして次に残りの7項目をご説明をさせていただきます。

3ページにつきましては、それぞれの事務事業の取扱いに関する調整方針となっておりますが、後ほど説明いたします詳しい資料を総括的にまとめたものでございます。したがって、3ページ、4ページに14項目を総括的に調整方針案をまとめた形となっております。

さらに、5ページ以降につきましては、それぞれの分科会で実質的に調整作業をしましたその表が載っております。表構成を少しお話しいたしますと、8市町村の制度の比較をまずいたしまして、さらにそこから出てまいります課題をまとめ、その課題をどういう考え方で調整をしていくかということ調整方針という形でまとめております。

それでは、順次一番最初の国民健康保険料についてから、分科会の方から説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

最初に、1番から7項目めまで、ごみの収集についてまで続けてご説明をさせていただきます。

住民・国保・年金分科会(南)

住民・国保・年金分科会の南でございます。

それでは、3ページをごらんいただきたいと思います。最初の項目、国民健康保険料につきましては調整方針案をご説明申し上げます。合併後にほぼ平均的保険料額の水準に統一するという事で、この平均という意味合いはその右側に記入してございますけれども、加重平均の保険料水準に合わせるということでございますので、規模の大きな団体の、市町村の保険料額に近い水準になるということでございまして、ここの平均的保険料水準に合わせて、その結果でございますけれども、各市町村が現在実施しております保険料軽減の規模と同程度の軽減を行うという案でございます。詳細につきましては5ページをお開きいただきたいと思います。

5ページの右下をごらんいただきたいと思います。太枠の中に課題と調整方針の欄がございまして、まずこの国民健康保険料につきましては課題として4点を掲げました。1点目が保険料、保険税の相違

でございます。これは、国民健康保険料として徴収している市町村、それから国民健康保険税という形で徴収している市町村がございます。料でやっておりますのは長岡市、越路町、山古志村、そのほかの5市町村が税でやっております、これについての調整方針でございますけれども、1の調整方針案でございます。料と税の相違につきましては、社会保険料としての意味合いから料に統一するという調整方針でございます。

それから、2番目の課題でございますけれども、一番保険料額に密接に関係する部分でございます賦課割合、料率の相違ということでございます。右上段の長岡市の欄をごらんいただきたいと思いますけれども、そこに表が掲げてございます。国民健康保険料と申し上げますのは、医療分、介護分、この二つの保険料から成り立っております、介護分につきましては40歳以上から64歳の方に加算される部分でございます。医療分のこの表の見方でございますけれども、所得割、これは前年所得に対して賦課するものでございます。それから、資産割、これは前年の固定資産税額に対しまして賦課されるものでございます。それから、均等割、これは加入被保険者1人当たり幾らかと。それから、平均割、これは加入1世帯当たり幾らと。それぞれを算定いたしまして、この合計がそれぞれの世帯の国民健康保険料という形でいくものでございまして、ごらんいただきましておわかりのように、それぞれの市町村によってかなりのばらつきがございます。

まず、賦課割合でございますけれども、この賦課割合のご説明申し上げます。例えば10億円の保険料が必要といたしますと、所得割でもってそのうちの55%を賦課すると。それから、均等割が例えば27%であれば2億7千万円を均等割、それから平等割はそれぞれ18%でもって賦課をするということでございまして、最終的な世帯に係る料率が平成14年度料率の欄に掲げておきます7.68%以下の形でございます。

各市町村の相違でございますけれども、例えば資産割がある市町村、ない市町村がございますし、それから料率によってもいろいろ違ってございます。それで、ここに掲げておきましたのは14年度の実際に賦課いたしました各市町村の料率でございますけれども、当然この違いといいますのは医療費の相違、それから今のもう一度長岡市の欄をごらんいただきたいと思いますけれども、表の下にぼっちでもって項目が三つございますけれども、この真ん中のぼっちをごらんいただきたいと思います。保険料軽減対策制度外繰入金等の額という欄がございまして、長岡市の場合ですと7千万1千円という金額がございます。

議長（森 民夫）

済みませんが、結論だけ言ってください。多分ついていけないと思う。

住民・国保・年金分科会（南）

わかりました。申しわけございません。

それでは、保険料の結論でございますけれども、結局8市町村の現在軽減しておりますその後の金額を加重平均いたしまして、その水準に合わせたものに持っていくということでございまして、ただし今非常に格差がございますので、合併後に段階的に統一をしていくという考え方でございます。これは

合併後5年間で不均一賦課が法律で認められておりますので、5年間で段階的に格差是正の期間といたしまして、そして6年目に統一した保険料に持っていくという考え方がこの2番でございます。

続きまして、3番の課題を申し上げます。国民健康保険の中には、財政調整基金ということでそれぞれ基金を積み立てております。これは各市町村の一番下のところに保有額がございますけれども、これも各市町村によって異なっておるわけでございますが、この調整方針でございますけれども、これはそのまま新市に継承して、そして新市の保険料額の先ほどの格差を是正すると申し上げましたけれども、この平準化の資金とするということでそっくりこれは新市に引き継ぐという形でございます。

それから、4点目でございますけれども、保険料率の条例明示、告示方式の相違という点でございます。これは長岡市の欄をごらんいただきたいと思っておりますけれども、市町村によりまして条例で賦課割合までをあらわしている市町村と、平成14年度の料率、ここまでを条例であらわしている市町村がございます。

これは結論といたしまして、調整方針のところでございますけれども、長岡市、それから越路町、山古志村が採用しております告示方式、いわゆる条例では賦課割合までを明示いたしまして、最終的な料率につきましては各市町村長さんが告示をするという形に統一をいたしたいというものでございます。

以上でございます。

議長（森 民夫）

時間の関係もありますので、結論だけちょっとさっさとお願いいたします。

福祉・保健・医療分科会（小林）

はい。それでは、介護保険料についてご説明いたします。福祉・保健・医療分科会の小林でございます。

ここで言う介護保険料というのは、第1号被保険者、いわゆる65歳以上の方が支払う保険料でございますが、これは3年ごとに市町村の介護保険サービスの見込み量に基づいて算定をするものでございます。6ページをごらんいただくとわかりますけれども、例えば平成15年から平成17年度の第3段階、これは平均的な段階でございますが、長岡市では4万5,500円、小国町が3万6,000円ということで9,500円ほど開きがございます。これを平成17年の合併時で統一をするというのはなかなか住民感情的に難しいということでございますので、その後平成18から20年度の3カ年の間で調整をしていきたいというふうに考えております。その上で平成21年度に同じ基準で計算をするということになります。なお、付言しますと、長岡のように保険料が不足しまして基金から借り入れているところもございまして、また余裕があつて剰余金が出ているところもございまして、それも平成18年度から20年度の間で調整をしていただくということでお願いしたいということでございます。

次に、7ページでございますが、病院・診療所でございます。これにつきましては、見附市に成人病センター病院があり、診療所につきましては山古志村と小国町にございます。また、栃尾市は厚生連の栃尾郷病院に補助をしているという状況でございます。病院・診療所につきましては地域のいろんな事

情がございますので、17年段階ではそのまま存続し、新市になった後で新市の構想の中でこのあり方について検討をしていきたいというものでございます。

次の8ページでございます。福祉タクシーでございますが、これは在宅心身障害者の社会参加を促進するということでタクシーの利用券を交付しているものでございますが、これは山古志村を除いて全市町村でやっております。これにつきましては、長岡市の制度が最もすぐれているということでございますので、長岡市の制度に統一をしていきたいということでございます。なお、つけ加えますと、山古志村の場合はバスの利用料金に対する助成制度がございますが、これも引き続き存続をしていきたいというふうに思っております。

住民・国保・年金分科会（南）

9ページの乳幼児の医療費助成でございます。これは幼児の医療費を一部助成しているわけでございますけれども、これの調整方針欄の欄をごらんいただきたいと思います。総体的に最も高い水準が今小国町さんでございますので、ここの制度に統合するというものでございます。ただし、この中で入院時の食事助成につきましてはなお調整をする必要があるということで、この部分が検討課題としてまだ残っております。

以上でございます。

福祉・保健・医療分科会（小林）

では、次10ページの保育料でございます。これは、認可保育所の保育料でございますが、認可保育所の保育料は保護者の所得税に基づいて決定されるということで、国では7段階の基準をつくっております。この国の基準に対して市町村がどれだけ軽減しているかというのが保育料の大きな問題でございます。長岡市の場合は23%の軽減でございますが、例えば中之島町の場合は45%近くで、長岡の倍程度の軽減を行っており、これを全体として調整をしていくということが必要になります。また、長い経緯のある制度でございますので、その階層区分というのも、山古志村の場合は7段階、見附、栃尾の場合は18段階と非常に分かれている所もございまして、この辺の調整も必要だということでございます。

保育に関しては職員の配置基準であるとか、特別保育の実施であるとかということで市町村独自の持ち出し分もそれぞれ市町村によって違ってきておりますので、当面合併後それぞれの市町村の今までやっていた独自の制度を引き継ぎながら、新市の中でどういう制度がよろしいかを検討していきたいということでございます。

環境・ごみ・し尿分科会（小野塚）

では、続きまして、環境・ごみ・し尿分科会の小野塚でございますが、11ページ、ごみの収集の部分をごらんいただきたいと思います。ごみの収集につきましてはこのページの右の下の方にありますとおり、ごみの分別の方法でありますとか、収集の頻度といいますか、回数、それから収集方式、これが各市町村それぞれ異なっております。そのために、合併した場合には調整が必要になるということでございます。それから、委託業務につきましても、業務の内容、あるいは契約のやり方も異なってお

りますので、これも調整が必要になるだろうということです。

それで、その右側の調整方針案でございますが、同じ市民として同じサービスを受けるということが原則でございますので、いずれ統一しなければならないわけです。それで、方針案としましては、合併後に長岡市の制度に統一するというところでございます。ただし、今説明しましたとおり、ごみの分別の種類であるとか、あるいは収集の体制、それから処理施設の搬入先の問題、それから場合によっては家庭ごみの有料化をしているところとそうでないところもございますので、統一するとしても当分の間、2年から3年程度は現行のままいくとしまして、2年から3年、この辺をめどに統一してまいりたいという結論でございます。

以上です。

事務局（高橋）

7番目まで説明が終了いたしました。委員の皆様からご意見をいただいて再度協議会に、6月、7月終わりの方で再度提案をさせていただきたいと考えておりますので、本日はあくまでも細かい数値というよりは調整方針についてご意見をいただきたいというような考え方で事務局はおります。

説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

今の7項目について特にご意見ございませんか。

はい、どうぞ。

委員（若杉リツ）

私、5番と6番についてちょっとわからないんですけども、無論サービスはいいに決まっているんですけども、マイナスの影響は最小限に抑えていきたい。それは1回だけならいいんですけども、長期にわたってまちができていくわけですので、財源はどうなっているのかなとか、試算はされているのかなというようなことをお聞きしたいんですけども。

議長（森 民夫）

財源の検討はどうなっているかということですが。

事務局（高橋）

財源につきましては国保はある程度出しておりますが、あくまでも制度の調整による財源だけではなくて、これから合併前に法定協議会で議論をされましていわゆる建設計画の中におきましてハードも含めて全体の財源がどうなるかという議論をしていくような形になると思っております。したがって、今ここではあくまでも大まかな調整の方針というような考え方の中でご意見をお聞きしたいと、こういうことでございます。したがって、最終的には法定協議会の最終の会で協定書というような形で再度提案をさせていただく中でご議論をいただいてご承認をいただくという形になるかと思っております。よろしくお願いたします。

議長（森 民夫）

一遍例えばある程度の方針が決まったらそこで財源の検討をしてみるということですか。

事務局（高橋）

全体の財源の結果、ある程度の再調整が行われる可能性もあるという考え方をしております。

議長（森 民夫）

当然儉約できる部分もあるわけだから、それとうまく比較してみるというようなことですか。

事務局（高橋）

はい、そうです。

議長（森 民夫）

今この中身を詳しく議論してもちょっと時間もありませんし、調整の進め方につきまして特にご意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（樋山 条男）

ごみなんですけど、中之島町の場合ご承知のように三島郡の町村と一部事務組合をつくっておりますので、当分はその一部事務組合の関係が決まるまでそれに従っていきなきゃならんと、こう思っていますけど。

議長（森 民夫）

はい。会長としてこういうこと言っているかわかりませんが、ごみの収集体制が地域によって違って全然困らないような気がしてしょうがないんですけど、無理に統一する必要本当にあるのか。

委員（高野 徳義）

山古志村の住民代表ですけど、ごみのことについてちょっと聞きたいんですが、各市町村のごみの量が、特に山古志村非常に少ないんですけども、この委託料を見ると余り差がないんですが、これどのような調整をやるんでしょうか。量でやられたんでは山古志村委託料はほとんどなくなると思うんですが。

環境・ごみ・し尿分科会（小野塚）

これは、各市町村の担当の方から実際に委託料を出していただきまして、1年間にこれだけかかったということで出ております。いわゆるごみと言われるものと資源物等を別に集めているとその分高くなるわけで、そういうものも加味されているんだろうと思います。

議長（森 民夫）

いや、そもそも論なんだけれども、そのごみの収集を合併したら全部統一しなければならないという理由は何でしょうか。いや、もう少し、会長がこういうこと言うと混乱してしょうがないかもしれないけど、余り生みじめに全部統一しなきゃならないという考えを出すともう大変なことになるんじゃないかという気がしてしょうがないもんですから、ごみの収集というのは恐らくそれは焼却場とかそういうのも今までの地域の伝統があるわけだし、違いがあったからといってそれほど不公平、その辺どうでし

よう。ほかの市町村長さん意見ありませんか。

「統一……」という声あり

議長（森 民夫）

いや、統一した方がいいのはわかるけれども、ごみが例えば栃尾地域と長岡地域で集め方が違うと言ったって別にといい感じが私はするんだけど、どうですか。

委員（樋山 桑男）

ただ、ごみの処理の方式といいますか、例えば処理場を一つにまとめる方向でお考えになって、それからほかの方式の統一が出てくるんです。だから、これは2段階の後の段階だと、こう思うんです。やっぱりそれにはそれぞれ施設があるわけで、そのまた施設の管理費、そういうものが全部つくわけですから、施設がばらばらのうちはそれを統一しても意味がないと思います。ただ、その負担を一つの新しい市なら新しい市でその地域ごとの差をどう一体調整するかと、この問題だけだと思っんです。

議長（森 民夫）

何かほかにご意見ございませんか。これは分科会でいろいろ議論をしていただくことになるわけですから、まだ引き続き議論していただければいいと思いますし、それで会長として言い直しますと、本当に統一する必要があるものは思い切って統一しなければいけないとは思っんですが、新しい市になったから必ずしも統一しなくてもいいものもあるということも少し心のゆとりの中で念頭に置いて、できるだけ先ほど越路の大野町長が言ったように緩やかにやっていくということも少し念頭に置いてやっていただきたいというのは、委員としての私の意見です。

じゃ、次の7項目簡単に説明してください、既に8時半になっておりますので。

商工・労働分科会（阿部）

商工・労働分科会の阿部でございます。

3ページ及び12ページをごらんください。調整方針案を要約いたします。中小企業への融資サービスにおける問題でございますが、各市町村がそれぞれの実情に合わせてそれぞれの制度を実施しております。合計11の制度がございますが、お示したのはそのうちの一つでございます。基本的に考え方の異なる二つの例を挙げました。長岡市の例と栃尾市の例でございます。サービスには二通りございます。信用保証協会に直接払う保険料を公共団体が支弁する方法と、信用保証協会が保証をいたしますが、万一の場合には中小企業総合事業団が弁済額の70%、保証協会が残りの30%を加えて100%を銀行に補てんをいたします。その信用保証協会の補てんする30%を自治体が持つという制度でございます。長岡市の場合、基本的に信用保証協会が保証する30%を自治体が補てんをして借りやすくするという制度でございます。栃尾市の場合、保証料そのものを支弁するという方法ですので、二つ並べて比較をいたしました。いずれにしても、合併後の住民への融資制度全体がサービスの低下になるのか、向上になるのかを視野に入れて、柔軟に個別の調整を図っていく必要があると分科会ではまとめさせていただきました。もちろん制度の改廃も視野に入れなければならないというのが分科会のまとめでございます。

以上です。

農林業振興・農林分科会（吉岡）

農林業振興・農林分科会の吉岡でございます。

市町村単独の土地改良事業補助金についてであります。13ページをごらんいただきたいと思います。調整方針案の考え方ではありますが、各市町村の制度を比較いたしまして検討を行った結果、制度として体系的に整備されているほか、採択基準が明確になっており、補助率も高率であるなど、総合的に見て最も制度が充実している長岡市の制度に統合することを基本としたものであります。その際、圃場が零細で、耕地条件が不利な地域を対象として、採択基準を緩和した中山間地域向けの小規模土地改良事業を新たに追加するなど、地域特性を考慮した制度にしていきたいと、考えているものであります。

以上であります。

都市計画分科会（野口）

都市計画分科会の野口でございます。

路線バスの運行についてでございます。14ページをごらんください。基本的にはバス事業者による自主運行によるものでございますが、近年のマイカーの普及や過疎化の進行などによりバス利用者が減少しております。これに伴いまして採算性が見込みがない路線バスの廃止や赤字路線の増加及び政策的に必要な施設、地域へのバスの運行を検討したものでございます。現在表にお示しをいたしました三つの制度、方法等により、各市町村で実施しております。分科会で協議の結果でございますが、地域独自の歴史、文化及び交通事情があるため、同条件での運行は困難であるとし、合併後も現制度、方法を存続するものとし、新市での生活交通確保計画を策定するというところでまとめさせていただきました。

道路・河川分科会（若木）

道路・河川分科会の若木でございます。

私の方からは雪対策ということで、特に道路除雪と消雪パイプについて方針を説明させていただきます。まず、道路除雪の件でございますけれども、各8市町村とも除雪の基準は10センチメートルということですので統一されておりますので、これは新市になっても変わりがないということで、除雪につきましては今までどおり各市町村でおやりになっているやり方でやっていくと。それで、日中、その他深夜、早朝につきましては、各市町村で雪の降り方、車の走り方それぞれすべて違いますので、それは現在おやりになっているやり方でそのまま継続してやっていくということで調整をさせていただきたいと思っております。

それから、16ページの消雪パイプでございますけれども、消雪パイプにつきましては各市町村の消雪パイプに取り組む考え方、それから歴史、負担の割合、その他全くやっていないところ、それぞればらばらでございますので、これを事前に調整をすることは非常に困難であります。したがって、無理に早急に統一するというのではなくて、機械除雪と消雪パイプのいい点、悪い点がそれぞれあるかどうかと思っておりますけど、この辺受益者負担の考え方なり財政負担のシミュレーションをしてみて新市になって

からじっくり考えて、それからさらに年月をかけて緩和措置をしながら一つの方向を見出していくというのが妥当であろうというのが分科会の結論でございます。

以上でございます。

学校教育分科会（野口）

続きまして、学校教育分科会でございます。野口でございます。

17ページをごらんいただきたいと思います。遠距離通学児童生徒の通学費助成でございます。これにつきましては、それぞれ市町村、小中学校の統廃合等によって出てきた助成制度でございますので、合併後も当分の間、現行どおりとしたいというものでございます。ただし、合併後にそれぞれ補助制度に大きな不公平が生じないような何らかの見直しも必要になってくる場合も想定しておるところでございます。

続きまして、18ページでございます。就学援助・奨励費補助事業でございますが、これにつきましては基本的には国の制度を土台としまして、長岡市、見附市、栃尾市それぞれ若干の何らかの上乗せをしている部分がございます。これにつきましては、合併時に長岡市の制度に統一するという調整案でございます。

以上でございます。

消防分科会（恩田）

消防分科会の恩田でございます。

消防団について説明させていただきます。19ページをごらんください。課題でございますが、各市町村の消防団の実情としましてはそれぞれに伝統と歴史がありまして、独自に組織、年報酬額、費用弁償額、支給品等を定めておりますけれども、各消防団の格差が非常に大きいことでございます。

それで、調整方針でございますが、合併後に統一したいものでございます。内容でございますが、1としまして各市町村の消防団組織は、それぞれに歴史と伝統があることから、合併時は現行どおり8消防団としたいものであります。その後意思統一、融合が図られた段階で1ないし数個の消防団に統合したいものであります。

2としまして、消防団員の年報酬額、費用弁償額につきましては、長岡市の単価が県内20市の平均的な水準でありますので、合併時には長岡市の単価に統一したいものであります。

3でございます。消防団の被服などの支給品及び貸与品につきましては、消防庁が示している基準に統一したいと思いますけれども、当面各消防団が一緒に活動することはないと思われまますので、当分の間現行のままとしまして、計画的に更新を図りたいと考えております。

以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

今日は14項目ですが、この7項目で今日は終わりでございますが、基本的なことについて何かご意見

がございましたらお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

委員（小林民雄）

越路町住民代表の小林でございます。

雪対策の件についてであります。道路除雪は現行どおりに存続ということで大変ありがたく、安心しておりますが、雪対策の消雪パイプ等は雪の多い地区の住民といたしましては非常に不安に思っているところでありまして、降雪量等に地域差がございます。雪が合併後に均一に降るわけでもございませんので、ぜひまたその辺を地域特性を考慮した上で調整をお願いしたいと思います。前橋の先進地域の視察でも、各市町村の独自に取り組んでいる事業はどのようなものを残すのかという質問をさせていただいたときに、地形や居住環境といった特殊性がある場合には現行を引き継ぐこととするというようなご回答だったわけですが、ぜひこの辺をご考慮いただければありがたいと思います。

議長（森 民夫）

はい。

道路・河川分科会（若木）

先ほども言いましたように、消雪パイプについてはものすごくばらばらでございますので、調整をいきなりやるというのは非常に難しいかと思えます。それで、先ほど言いました地盤沈下の問題とかいろんな条件がございますので、やりたくてもできないという一面もあります。地形の問題もありますので、その辺は新市で受益者負担の考え方を入れながらどれぐらいの負担をして消雪パイプをやるのかというのを決めていただいて、なおかつ数年かけて緩やかに統一した制度に持っていけばというふうに考えておりますので、当分の間は各市町村のやり方を踏襲していったらどうかということでございます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。ほかにご意見ございますか。

はい、どうぞ。

委員（坂牧正憲）

山古志の坂牧でございますが、ただいま道路除雪についてそれぞれご説明がございましたが、特に私ども山古志村におきましては雪ということになりますと、この8市町村の中では考えられないほどの雪が多く降るわけでありまして、今年はおかげさまで少ないということでどうにか2メートル足らずと。普通だったら2メートル50から3メートルということで、今は積雪の10センチ以上は道路除雪をやるということでもことにありがたいわけですが、1日につきまして私どもの地域におきましては大変2回から3回降る最中は除雪しなければならんというような事態でございますので、このような各8市町村の中では、特に今の時点におきましては長岡市さんに来ますともう雪が、田んぼのカブツが出たと。私どもは今1メートル50ぐらいの雪があるというような状態でございますので、この問題については十二分に、私どもの自治体で今までやっている方向にひとつご努力いただきながらご指導いただき

いと思います。

以上であります、よろしくひとつ。

道路・河川分科会（若木）

先ほども申し上げましたように、今各市町村がやっておられる除雪の方法をそのまま新市でも続けていくというのが基本でございますので、よろしくをお願いします。

議長（森 民夫）

ほかにご意見ございますか。よろしゅうございますか。

「なし」という声あり

議長（森 民夫）

それでは、意見も出尽くしたようでございますので、議題は今日14項目で終わりにしたいと思います。事務局の方で本日出ました意見を考慮して再度調整をすることになります。

その他が次にございますが、事務局の方で何かその他ございますでしょうか。

事務局（高橋）

少し連絡をさせていただきます。

次回の協議会の日程でございます。開催日につきましては、4月11日金曜日でございますが、この日に決定をさせていただいております。開催時間でございますが、午前10時からとさせていただきますと考えております。場所は今回と同じ長岡グランドホテル、会場も今いらっしゃるこの会場を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。なお、開催案内につきましては、第4回の議題が決定後改めて送付をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

いま一点、ご連絡をさせていただきます。委員の皆様には議案送付に合わせてご案内を差し上げておりますが、明日午後3時から長岡リリックホールのシアターで、中央大学の佐々木先生をお招きしまして「新しいまちづくりを目指して part 2」という研修的な講演を予定しております。講演会の対象は、協議会の皆様方、委員のほか8市町村の議員の方及び8市町村の職員でございます。多くの委員の方に参加していただければありがたいと思っております。

最後に、もう一点連絡をさせていただきます。本日協議会終了後、市町村長さん、それから議長さんには記者会見を予定しておりますので、この会場のすぐ隣になりますが、少しお休みの後お集まりいただきたいと思ひます。

以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

では、今日大変盛りだくさんでございましたが、予定よりちょっと15分ほど過ぎてしまいまして、司会の不手際申しわけございません。以上で会議日程すべて終了いたしました。皆様方にはご協力を感謝申し上げます。

今日は、まことにありがとうございました。（拍手）

（散会 午後8時45分）